

〈論文〉  
〈Paper〉

## 国際会計基準の連結計算目的について —IASC「IAS27」とIASB「IAS27」を拠り所として—

The Purpose of Consolidated Financial Statements According to IAS  
—Basing on IASC No.27 and IASB No.27—

神 納 樹 史  
JINNOU Mikihito

上武大学経営情報学部、〒370-1393 群馬県高崎市新町270-1

*Faculty of Management Information Sciences, Jobu University, Takasaki, Gunma, 370-1393, Japan*

受付 2007年10月1日

Received 1 October 2007

# 国際会計基準の連結計算目的について －IASC「IAS27」とIASB「IAS27」を拠り所として－

神 納 樹 史

## 1. はじめに

現在、欧州のみならず、中国や韓国といったアジア諸国をはじめとする国々でも、上場会社は国際会計基準に準拠した会計処理を採用している。その数は100ヶ国を超えており、わが国も、2011年までに国際会計基準とほぼ完全に共通化することになった。このことから、今後のわが国の会計基準を考えるにあたり、国際会計基準の理解が必要である。特に、上場会社の主たる財務諸表となった連結財務諸表の理解は欠かせない。そこで、本稿では、国際会計基準の連結財務諸表を取り上げることを目的とする。

ところで、国際会計基準の設定主体としては、1973年以降は国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : IASC) が、2001年4月に会計基準の国際的収斂 (international convergence) を掲げてからは国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) が担っている。どちらも、連結財務諸表作成をIAS27に規定している。同じ27号に規定されているからか、これまでIASCにおけるIAS27とIASBにおけるIAS27を比較検討されているものはないようだと思われる<sup>1</sup>。しかしながら、同じ27号に規定されているとはいえ、IASCにおけるIAS27 (1989年版) は「連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理」<sup>2</sup> (以下本文中はIASC)、IASBにおけるIAS27 (2005年版) は「連結及び個別財務諸表」<sup>3</sup> (以下本文中はIASB) とそれぞれ異なった名称がつけられている。この名称の違いには意味はあるのだろうか。違いがあるとしたら、それはどのような違いなのだろうか。これらを比較することで、名称の違いの意味が明らかになることが予想されるであろう。また、これらを比較することは、国際会計基準における連結会計の変遷を辿ることであり、国際的な連結会計の動向を明らかにできるであろう。本稿では、IASCとIASBそれぞれのIAS27の連結会計の内容を明らかにした後で、これらを比較し、検討する<sup>4</sup>。

## 2. IASCの連結会計－IAS27 (1989年版)－

IASCは、「親会社の財務諸表の利用者は、通常、企業集団全体としての経営成績及び財政状態の変動に关心を有し、したがってそれらに関する情報を必要とする。この必要性は、連結財務諸表によって満たされる。連結財務諸表は、個々の法人格という法制上の枠にと

らわれず、企業集団に関する財務情報を単一企業体の財務情報として提供する」(IAS27 (1989年版) par.9)と規定している。このように、IASCは、連結財務諸表の利用者を親会社であるとしている。さらに、この利用者のために作成する連結財務諸表の会計単位を、法的実体を無視したものとしている。具体的にどのような会計単位が設定されるかについて、連結の範囲の決定基準を取り上げる。次に、どのような連結手続が行われるかを取り上げる。最後に、以上の検討を基にIASCの連結会計をまとめることとする。

### (1) 連結の範囲

IASCは、企業集団を次のように定義している。「『企業集団』とは、親会社及びそのすべての子会社をいう」(IAS27 (1989年版) par.6)。親会社と子会社をそれぞれ次のように定義している。「『親会社』とは、一つ又はそれ以上の子会社を有している企業をいう。『子会社』とは、他の企業（親会社という）によって支配されている企業をいう」(IAS27 (1989年版) par.6)。このように、企業集団を支配従属関係にある会社によって構成されているものと規定している。

支配については、次のように定義している。「『支配』（本基準書の目的上）とは、ある企業の活動から便益を得られるように、当該企業の財務方針及び営業方針を左右できる力をいう」(IAS27 (1989年版) par.6)。この定義から、「支配」とは、「ある企業の活動から便益を得られるように」するための力ということになるであろう。「ある企業の活動から便益を得られ」というかどうかは、「当該企業の財務方針及び営業方針」をみて判断するということだろう。もっとも、「当該企業の財務方針及び営業方針」だけで、具体的な基準がなければ連結の範囲は決まらない。そこで、IASCは、さらに次のように規定している。

「連結財務諸表には、第13項<sup>5</sup>で述べる理由により除外される子会社以外で、親会社が支配するすべての企業が含まれる。親会社が、ある企業の議決権の過半数を直接に又は子会社を通じて間接に所有している場合には、かかる所有が支配とはならないという明らかな反証が認められる例外的な状況を除き、支配が存在していると推定される（下線一筆者）」(IAS27 (1989年版) par.12)。

このように、IASCは連結の範囲を決定するために支配の存在を欠かすことができないものと規定している。この支配は、直接保有や間接保有による議決権つき株式の過半数所有を基準としている<sup>6</sup>。しかしながら、議決権つき株式の過半数所有は、支配があるかどうかを客観的に判断するための便宜的な方法とみるのが適当であろう。IASCは、支配の存在を、「ある企業の活動から便益を得られるように」するかどうかを問題としているからである。したがって、持分比率が過半数に満たない子会社でも、他に親会社による支配を示す証拠があるのなら、連結の範囲に含めるのが妥当であろう<sup>7</sup>。そこで、次のように規定し

ている（IAS27（1989年版）par.10）。

- (a) 他の投資者（investor）との協定によって、議決権の過半数を支配する力を有する場合
- (b) 法令または契約によって、企業の財務方針及び営業方針を左右し得る力を有する場合
- (c) 取締役会または同等の経営機関の構成員の過半数を、選任または解任する力を有する場合
- (d) 取締役会または同等の経営機関の会議において、過半数の投票権を有する場合

## （2）連結手続

IASCは、連結手続を次のように示している。「連結財務諸表の作成に当たっては、資産、負債、資本、収益及び費用をそれぞれ対応する項目ごとに合算することによって、親会社及びその子会社の財務諸表を結合する。次に、連結財務諸表が、企業集団に関する財務情報を单一企業体の財務情報として提供するように、以下のように処理がなされる。

- (a) 親会社の各子会社に対する投資の帳簿価額と各子会社の資本のうち親会社の持分相当額は消去される。（IAS22号「企業結合」（1998年改訂）<sup>8</sup>を見よ。同基準書は、のれんの会計処理についても述べている。）
- (b) 親会社の所有主に帰属する純利益を算定するため、報告期間の連結子会社の純利益に対する少数株主の持分相当額を算定し、これを当該企業集団の損益から控除する。
- (c) 連結子会社の純資産に対する少数株主の持分相当額を算定し、連結貸借対照表において、負債及び親会社株主の持分とは別個に表示する。純資産に対する少数株主は、次のものからなる：
  - (i) IAS第22号「企業結合」（1998年改訂）に準拠して計算した、当初の企業結合における金額；並びに
  - (ii) 企業結合日以後の資本の増減額のうち、少数株主の持分相当額」（IAS27（1989年版）par.15）

このように、IASCは、企業集団に関する財務情報を单一企業体の財務情報として提供することを連結の目的としている。この連結の目的に照らせば、企業集団を構成している企業間取引は一つの企業内取引と同じ内部取引となる。そのため、内部取引は消去される。

内部取引の相殺消去のうちの一つである（a）親会社の投資と子会社資本のうち親会社持分相当額の相殺消去にあたり、まず、子会社資産・負債を公正価値に評価替えする（IAS22（1998年版）par.26）。子会社資産・負債の公正価値への評価替えは、IASCが連結手続にパーチェス法を適用しているからである（IAS22（1998年版）par.17）。パーチェス法のもとでは投資原価が資産・負債の公正価値で配分されるのは、投資原価が資産・負債の公正価値を反映していると考えられているからである（IAS22（1998年版）par.17）。

子会社の資産・負債を公正価値で評価替えするに際し、「標準処理 (benchmark treatment)」と「認められる代替処理 (allowed alternative treatment)」の二つの方法を示している<sup>9</sup> (IAS22 (1998年版) pars.32・34)。

まず、「標準処理」を、次のように規定している。「第26項（子会社資産・負債を公正価値に評価替えすること—筆者）に基づいて認識する識別可能資産・負債は、次の(a)と(b)の合計額で計上しなければならない。(a) 交換取引で得た取得企業の持分の範囲内で交換取引日における取得した識別可能資産・負債の公正価値；及び(b) 取得前の子会社の識別可能資産・負債の帳簿価額に対する少数株主持分割合」(IAS22 (1998年版) par.32)と。このように、資産・負債のそれぞれを、親会社が取得した持分にみあう分を公正価値に評価替えするものであり、少数株主の持分にみあう分は簿価のままにするものであった。次に、「認められる代替処理」について、次のように規定している。「第26項に基づいて認識した識別可能資産・負債は、取得日現在の公正価値で測定しなければならない。のれん又は負ののれんは、すべて本基準に基づいて処理しなければならない。少数株主持分は、すべて26項に基づいて認識する識別可能資産・負債の公正価値の少数株主持分割合で計上される」(IAS22 (1998年版) pars.34・35)と。このように、資産・負債をそれぞれ全面的に評価替えするものである。少数株主持分にみあう分も、計上されることとなる。「標準処理」と「代替処理」の差は、個々の資産・負債のうち少数株主持分にみあう部分を簿価のまま連結貸借対照表上に計上するか、公正価値に評価替えするかにある。すなわち、少数株主持分の金額が異なる。これが意味することをIASの連結の目的から探ることとする。

IASは、企業集団に関する財務情報を単一企業体の財務情報として提供することを連結の目的としていた。この目的の下では、親会社の子会社資産に対する支配は、親会社の持分比率にみあう部分に限定されるわけではないと考えられる。したがって、子会社の資産・負債を親会社株主と少数株主それぞれの持分比率にみあう分に区分して、それぞれに対して扱いを変えるのは適当ではないことが言えるであろう。この考えでいけば、IASは、「代替処理」のみを採用すべきははずであった。しかしながら、IASは、「標準処理」も採用し、しかもその方法が望ましいという印象を与える「『標準』処理」とその処理を表現している。では、なぜこのような名称を付したのであろうか。

IASは、標準処理を支持する根拠を、次のように規定している。「取得企業が他の企業のすべての株式を取得しなかった場合には、その結果生じた少数株主持分は、子会社の正味識別可能資産の取得前の帳簿価額に対する少数株主持分割合で計上される。これは、少数株主持分が取得をもたらした交換取引の一部ではなかったからである」(IAS22 (1998年版) par.33)。このことから、少数株主が有している持分が実際に取引されるまでは、その公正価値などわからないはずであると考えたのであろう。また、実際、少数株主は親会社

が子会社の株式を取得する以前から子会社株主であり、親会社による子会社取得の前後で、彼らの持分になんらかの変動が生じていたわけではない。少なくとも、表面的に現れる事実としてはそうである。そこから、子会社資産・負債のうち少数株主持分にみあう分を簿価のままにする根拠は、次のように考えられる。

子会社資産・負債のうち少数株主持分にみあう分を評価替えすることにより、少数株主持分を切り上げ、そのままにしておけば将来実現されたはずの評価益ないし超過収益が、子会社に対する持分の過半数を親会社（他人）によって取得された時点で資本修正され、しかも現在および将来を通じて収益に含められることがなくなってしまう。少数株主持分にみあう分を評価替えした場合、この評価分は投資勘定と相殺消去されるものでもなく、また少数株主持分損益に含まれることもないからである。このことをIASCは不都合だと考へ、少数株主持分に対して資本修正を行うことにつながる処理を代替処理としたものと思われるからである。もし、持分プーリング法であれば、少数株主持分は、親会社持分と同様に簿価で測定するしかなくなる。いずれによせ、IASCが前提としているパーチェス法を前提として考えると、少数株主持分にみあう子会社資産を簿価で連結したらよいのか、それとも公正価値で連結したらよいのかは決まらないことは言えるであろう。そこで、次に、少数株主持分にみあう部分を認識するかどうかが問題になるのれんが、どのように扱われるのかを取り上げる。

IASCにおいては、子会社取得の原価が、子会社株式取得日における子会社の識別可能な資産および負債の公正価値に対する取得企業の持分を超える額は、（正の）のれんとして処理され、資産として認識されなければならない（IAS22（1998年版）par.41）。すなわち、親会社持分にみあう部分のみを認識する。このように認識されたのれんはその有効期間にわたって、別の方法が適切であると認められる場合を除いては、定額法によって償却されなければならない<sup>10</sup>（IAS22（1998年版）par.44）。その償却期間は5年を超えてはならない（IAS22（1998年版）par.44）。ただし、5年を超える長期期間が正当化される場合は、その期間によるが、20年を超えてはならない（IAS22（1998年版）par.44）。このように、連結のれんは償却されることとなる。このことは、実際に取引されていないものとしてのれんを認識し、こういったものをなるべくは計上しないようにしているものと思われる。このように取引を前提と考えれば、子会社にみあう子会社資産を簿価で連結する処理を標準とすべきであろう。

次に、企業集団内部取引から生じた内部利益である。これについて、IASCは、「企業集団内の取引から生じた未実現利益で、棚卸資産、固定資産などの資産の帳簿価額に含まれているものは、全額消去される」（IAS27（1989年版）par.18）と規定している。このように、企業集団内部取引から生じた内部利益は、すべて未実現利益として扱われ、全額消去され

る。IASCは、企業集団内部で取引された資産は、企業集団外部に売却されるまでは取得原価で評価され、利益の増加は一切認識されることはないと考えているものと思われる。IASCは、企業集団を単一の企業体とみなして連結手続を行う。そこで、この処理は企業が商品等の資産を外部に売却して現金等の対価を受け入れたときに、はじめて利益を認識するという、実現主義のもっとも一般的な理解に合致している。IASCの連結手続は、企業集団外部との取引を行って、はじめて実現したものとみなそうとしているものと思われる。このことをふまえると、少数株主の持分は実際に取引されるまで、その公正価値など分かるはずもないと考えられる。IASCが取引を前提として点は、子会社資産のうち少数株主持分相当額を簿価のままにする評価替えの処理を標準処理としたものと一致した考え方である。

ところで、内部利益を全額消去することは規定されていたが、内部利益を親会社の株主持分と少数株主持分とにどう割り振るかは規定されていなかった。これは、IASCの目的と関係しているのであろうか。すなわち、企業集団全体を単一の企業体とみなしたうえで、企業集団それ自体の財務情報を把握することが連結の目的とするのであれば、企業集団が稼いだ利益を親会社株主と少数株主とで、どのように分配するか、あるいは区分表示するかについての指針があるようには思われないからである。もしそうであれば、内部利益全額は連結ベースで実現するまで繰り延べる以上のこととは、この目的からは導かれないと、企業集団それ自体の財務情報を把握することが連結の目的とするのであれば、連結利益は企業集団の総額としての連結利益になり、この連結利益には少数株主持分も入っていることが予定されているものと思われる。

ここで、少数株主持分の表示を取り上げる。「少数株主持分は、連結貸借対照表において、負債及び親会社株主持分とは別個に表示しなければならない。また、企業集団の利益に対する少数株主持分も、別個に表示しなければならない」(IAS27 (1989年版) par.26)。このことから、連結貸借対照表に表示される少数株主持分は、資本でもなく、負債でもない中間的な項目であると解釈される。連結損益計算書に表示される少数株主持分も、親会社の株主持分とは別個に表示されると解釈される。このように、連結利益においては、親会社持分と少数株主持分の区分表示が必要となる。この少数株主持分の表示をふまえれば、未実現損益を親会社の株主持分と少数株主持分とに配分することは必要になる。では、なぜ規定していなかったのか、この理由を考えてみる。既述のように、IASCの連結会計の目的のなかには、どのように分配するのか、どのように区分表示するのかの指針はない。IASCにすれば、企業集団の資産を測定する連結手続を、まず規定する。次に、IASCは、連結資本を親会社の株主持分とする。このことから、親会社の株主持分の測定が最終目的であると思われる。すなわち、この最終目的である親会社の株主持分の測定ができればよかつたので、内部利益をどのように割り振るかは問題にならなかつたのであろう。

### 3. IASBの連結会計—IAS27（2005年版）—

IASBは、「連結財務諸表とは、単一の企業体の財務諸表として表示される企業集団の財務諸表をいう」（IAS27（2005年版）par.4）と規定している。企業集団を単一の企業体と捉えるのはIASCと変わらない。このような考え方の下で決定される連結範囲と連結手続を、以下を取り上げる。

#### （1）連結の範囲（scope entity）

IASBは、連結の範囲を次のように規定している。「連結財務諸表には、親会社のすべての子会社が含まれていなければならない。親会社がある企業の議決権の過半数を直接的に又は子会社を通じて間接的に所有している場合には、当該所有が支配とはならないことが明確に示されるような例外的な状況は別として、支配が存在していると推定される。又、支配は、親会社がある企業の議決権の過半数を所有していない場合であっても次の場合には、存在する。

- (a) 他の投資企業との協定によって、議決権の過半数を支配する力を有する場合；
- (b) 法令又は契約によって、企業の財務方針及び経営方針を左右し得る力を有する場合；
- (c) 取締役会又は同等の経営機関の構成員の過半数を選任又は解任する力を有し、企業の支配が取締役会又は同等の経営機関によって行われる場合；又は
- (d) 取締役会又は同等の経営機関の会議において過半数の投票権を有し、企業の支配が取締役会又は同等の経営機関によって行われる場合（上点一筆者）」（IAS27（2005年版）pars.12～13）。

このように、IASBは、連結の範囲を決定するために支配の存在は欠かすことができないものと捉えている。この支配をIASBは次のように規定している。「企業活動からの便益を得るために、その企業の財務および営業方針を左右する力」としている（IAS27（2005年版）par.4）。しかしながら、支配下にあるというだけで、具体的な基準がなければ連結の範囲は決定できない。そこで、支配の存在を客観的に判断する方法として、IASBはまず議決権つき株式の過半数所有という基準を示している。次に、上記の(a)～(d)は、議決権株式の保有が過半数に満たない会社でも、他に親会社による支配を示す証拠があるのなら、連結の範囲に含めるべきだという立場を表しているものと考えられる。

以上により、連結の範囲は支配力基準により決定する点など、IASCとIASBでは違いはない。

#### （2）連結手続

IASBは、連結手続を次のように規定している。「連結財務諸表の作成にあたっては、企

業は、資産、負債、資本、収益及び費用の類似の項目を合算し、親会社及びその子会社の財務諸表を項目ごとに結合する。次に、連結財務諸表が、単体の経済的実体の財務情報として企業集団に関する財務情報を表示できるように、以下の処理を行う；

- (a) 親会社の各子会社に対する投資の帳簿価額と各子会社の資本のうち親会社の持分相当額を消去する。(IFRS第3号<sup>11</sup>を見よ。同基準書は、その結果生じるのれんの会計処理について規定している。)
- (b) 報告期間の連結子会社の損益に対する少数株主の持分相当額を識別する；及び
- (c) 連結子会社の純資産に対する少数株主の持分相当額を、当親会社の持分相当額とは別に識別する。純資産に対する少数株主持分は、次のものからなる。
  - (ア) IFRS第3号に準拠して計算する最初の結合日時点の少数株主の持分相当額；及び
  - (イ) 結合日以後の資本の増減額のうち、少数株主の持分相当額」(IAS27 (2005年版) par.22)」。

このように、IASBは、「企業集団の財務情報」を示すために連結手続を行う。このためにはまず、(a)に関わる子会社取得時の処理について「買収企業は企業結合の原価を以下の合計額として測定しなければならない。(a)被買収企業の支配と交換に買収企業が引渡した資産、発生したか又は引き受けた負債、及び発行した持分証券の交換日現在の公正価値；加えて(b)企業結合に直接起因する原価」(IFRS3 (2004年版) par.25)と規定している。親会社の投資と子会社資本のうち親会社持分相当額の相殺消去にあたり、まず、子会社資産・負債を支配獲得時時点の公正価値に評価替えする(IFRS3 (2004年版) par.36)。この場合、子会社の資産・負債のうち親会社持分に相当する部分のみかそうではないかは規定していない。つまり、子会社の資産・負債の全部を公正価値に評価替えする。これは、企業集団の財務情報を示すことと関係していると考えられる。つまり、子会社の個別資産のうち、親会社の持分比率にみあう部分はグループに共通する支配の下におかれているが、少数株主の持分にみあう部分はそうでないと考えないのである。子会社の資産を親会社と少数株主、それぞれの持分比率にみあうかどうかという発想をしないのである。なお、この処理は、IASCにおける「認められる代替処理」に相当する。すなわち、IASCでいう「標準処理」はない。

次に、投資と資本のうちの親会社持分の相殺消去が行われる。この結果、投資原価が資産・負債の公正価値で置き換えられることになる(IFRS3 (2004年版) par.16)。投資原価が支配権を獲得した対価を表していると考えられているからである。投資原価を資産・負債に置き換えることにより、支配下にある資産・負債を具体的に明らかにするのである。投資と資本のうちの親会社持分の相殺消去により置き換えられなかった資産・負債を、のれんとして資産計上することを規定している(IFRS3 (2004年版) par.51(a))<sup>12</sup>。こののれんを、「企業結合で取得したのれんは、個別に識別した区分認識することができない資産からの

将来の経済的便益を期待して、買収企業が支払った額を表している」(IFRS3 (2004年版) par.52)と規定している。そこで、「企業結合で取得したのれんは償却してはならない」(IFRS par.55)。すなわち、のれんを償却しなければならぬとしたIASCとは異なる。

IASBは、「企業集団内の未決済残高、取引高、収益及び費用は完全に相殺消去しなければならない」(IAS27 (2005年版) par.24)と規定している。つまり、ここでも持分比率を問題としない。また、「棚卸資産や固定資産など、資産に認識される企業集団内の取引から生じる損益は、全額相殺消去する」(IAS27 (2005年版) par.25)と規定している。また、企業集団内の取引から生じる損益を全額消去することは規定されていたが、当該損益を親会社の株主持分と少数株主持分とにどう割り振るかは規定されていない。これらの点は、IASCと同じである。これは、企業集団の財務情報を表示することが連結の目的と関連すると考えた。そこで、少数株主持分の扱いについて取り上げた。IASBでは、少数株主持分を次のように扱う。まず、連結損益計算書においては、「損益は親会社の株主及び少数株主持分に帰属する」(IAS27 (2005年版) par.34)と規定している。また、連結貸借対照表においては、「少数株主持分は、連結貸借対照表において、親会社株主持分とは別個に、株主資本に表示しなければならない。」(IAS27 (2005年版) par.33)。このように、連結損益計算書においても、連結貸借対照表においても、親会社持分と少数株主持分は同じように扱われている。この点では、IASCと異なる。すなわち、IASBにすれば、企業集団の資産・負債を計算すればよかつたのではないだろうか。

#### 4. 結び—二つの連結計算目的一

これまでの論述から、いくつかの違いがあった。すなわち、子会社の資産・負債の評価方法、のれんの償却、少数株主持分の表示方法は異なった。

まず、子会社の資産・負債の評価方法である。IASCは「標準処理」と「認められる代替処理」の二つを規定していた。これに対して、IASBはIASCでいう「認められる代替処理」のみを規定していた。「標準処理」と「認められる代替処理」の違いは、子会社の資産・負債の評価を少数株主持分に係る部分も公正価値に評価しないか、それとも公正価値に評価するかにある。つまり、持分の評価に関わるものと思われる。これに対して、IASBが「認められる代替処理」のみを規定している。つまり、親会社持分と少数株主持分に係る部分の区別なく、子会社資産・負債を公正価値に評価する。このことはIASCと異なり、持分を資産・負債の評価に関係させない。

次ののれんの償却であるが、IASCはのれんを償却することとし、IASBはのれんを償却しないこととしている。のれんを償却する立場は、のれんの資産計上については消極的と

言えるであろう。これに対して、のれんを償却しない立場は、のれんの資産計上については積極的と言えるであろう。

最後に少数株主持分の表示方法である。IASCは負債と資本の中間に少数株主持分を計上することとし、IASBは資本の部に少数株主持分を計上することとしている。すなわち、IASCは親会社持分と少数株主持分に区別し、IASBは親会社持分と少数株主持分を区別しない。

以上の違いが生じるのはなぜだろうか。このことを本稿「第1節　はじめに」で取り上げたIASCとIASBがIAS27につけたそれぞれの名称から探ることとする。

IASCはIAS27に「連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理」との名称を付している。このことから、IASCの連結会計は、親会社の投資の内容を明らかにする目的であったことが想定される。親会社の投資の内容を明らかにするために行われる投資と資本のうちの親会社持分相当額の相殺消去は、その処理後に親会社の投資は子会社の資産・負債に置き換えられる。この際行われる子会社の資産・負債の評価に際して、親会社持分に係る部分のみを公正価値に評価替えする方法を「標準処理」とした。このことは、親会社持分を計算しようとしていたのではないかと思われる。このため、連結資本を親会社持分に限定したのだろう。しかしながら、連結の範囲の決定基準で欠かせない支配の存在を考慮すると、「標準処理」だけでは不十分である。すなわち、親会社が支配しているのは親会社持分に限らず、少数株主持分もというのが考えられるからである。そこで、少数株主持分にみあう公正価値も計上する「認められる代替処理」も認めたのであろう。この方法を「代理」処理としたのは、既述のように取引を前提としたからであった。取引を前提とすれば、のれんは、親会社持分を計算するためにたまたま生じたものと考え、償却することにしたのではないかだろうか。

これに対してIASBはIAS27に「連結及び個別財務諸表」との名称を付している。この名称からでは何を目的としようとしたのかはわからないので、連結手続から探った。まず、子会社の資産・負債の評価に際しては親会社持分に係る部分だけではなく、少数株主持分に係る部分も公正価値に評価替えする方法すなわちIASCでいう「認められる代替処理」を採用していた。既述のように、企業集団の資産・負債を計算しようとするものであろう。これは、IASCよりも、企業集団を一つ実体として捉えようとしたものと思われる<sup>13</sup>。このため、のれんを償却しないのは、企業が一体となった結果生じる超過収益力を計上しようとしているのではないかと思われる。以上のことから、IASBは、企業集団の資産・負債を計算することが目的であるように思われる。

このように、IASCは親会社持分の計算を目的としていたのに対し、IASBは企業集団の資産・負債の計算を目的としている。IASBの計算目的は、企業集団の一体性を強調していることと関係しているであろう。企業集団の一体性を強調するのであれば、親会社株主と

少数株主も同じように扱うべきだとする発想も生じるだろう。現在のIASBは親会社持分にみあうのれんの計上しか認めていないが、2007年秋に公表される予定の基準では少数株主持分にみあうのれんも認識しようとする全部のれん説の採用が検討されているのは<sup>14</sup>、企業集団の一体性を強調する流れから来るのではないだろうか。もっとも、この考え方では、自己創設のれんの計上も認められることとなる。この場合、資産・負債を計算した結果生じるいわば実体のない資産の計上も認めてしまうことになるだろう。このことをIASBがどのように考えるかは、基準が公表された際に検討したい。

### 【注】

- 1 IAS27が公表される以前に連結財務諸表を規定していたIAS3とIAS27を比較した稻垣富士男教授は、次のように述べている。まず連結の範囲についてIAS3は持株基準により、IAS27は支配力基準によりそれぞれ決定する。次に、IAS3とIAS27の関係について、IAS3が1989年4月に改訂するさいに、本基準を分解し、27号「連結財務諸表と子会社投資の会計処理」、28号「関連会社に対する投資の会計処理」として発表した。この結果、IAS3の内容のうち、(2)の(ii)の連結消去差額(のれん)は、22号「企業結合の会計処理」に引き継がれて詳細に規定されるようになり、(2)の(v)の持分法は28号「関連会社に対する投資の会計処理」に引き継がれた。残った部分は一部改訂されて27号に引き継がれた。その結果、本基準が失効するようになった(稻垣富士男「第3号連結財務諸表」稻垣富士男編著『国際会計基準』同文館、1996年参照)。
- 2 IASC, *IAS27: Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries*, London, 1989. (邦訳:日本公認会計士協会 国際委員会『国際会計基準書2001』同文館、2001年)。  
なお、国際会計基準については、以下の文献を参照している。  
Barry J. Epstein, Abbas Ali Mirza, *Wiley IAS 2005 Interpretation And Application of INTERNATIONAL ACCOUNTING STANDARDS 2005*, New York, 2004, pp.358~379.  
稻垣富士男「第3号連結財務諸表」古庄修「第22号企業結合」舛岡源一郎「第27号連結財務諸表と子会社投資の会計処理」稻垣富士男編著『国際会計基準』同文館、1996年。  
内藤文雄「連結財務諸表」神戸大学IASプロジェクト、朝日監査法人IASプロジェクト編著『国際会計基準と日本の会計実務』同文館、2001年。  
吉見宏「IASC」『連結財務諸表ハンドブックⅡ』税務経理協会、2004年。
- 3 International Accounting Standards Board, *IAS27: Consolidated and Separate Financial Statements*, 1 December 2005. (邦訳 企業会計基準委員会『国際財務会計報告基準(IFRSs) 2004年版』雄松堂書店、2005年)。  
連結手続については、次の文献を参照している。  
Barry J. Epstein, Abbas Ali Mirza, *IFRS 2007 Interpretation And Application of INTERNATIONAL ACCOUNTING STANDARDS 2005*, United States of America, 2006.  
David Alexander, Simon Archer, *2007 International Accounting Financial Reporting Standards Guide*, United States of America, 2006, pp.10.01~10.19  
IASB, *Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS27 Consolidated and Separate Financial Statements*, 2005.  
内藤文雄「連結財務諸表」神戸大学IASプロジェクト、朝日監査法人IASプロジェクト編著『国際会計基準と日本の会計実務』同文館、2001年、440頁参照。
- 4 本稿は、次の文献を参考にしている。

川本淳『連結会計基準論』森山書店、2002年。

武田隆二『連結財務諸表』国元書房、1987年。

5 IAS27の13項は、次のとおりである。

「子会社は、次の場合には連結範囲から除外しなければならない。

- (a) 子会社が、専ら近い将来において処分する目的で取得され保有されているために、支配が一時的であるとみられる場合；又は
- (b) 親会社への資金送金が著しく阻害される著しい長期の制限の下で、子会社が経営されている場合」  
(IAS27 (1989年版) par.13)。

6 IAS第3号における支配の定義は、過半数の議決権所有としていた (par.4)。

7 IAS27は、「親会社が、ある企業の議決権の過半数を所有していない場合であっても、次の場合には支配が存在する」と規定している (IAS27 (1989年版) par.12)。

- (a) 他の投資企業との協定によって、議決権の過半数を支配する力を有する場合；
- (b) 法令又は契約によって、企業の財務方針及び営業方針を左右し得る力を有する場合；
- (c) 取締役会又は同等の経営機関の構成員の過半数を、選任又は解任する力を有する場合；
- (d) 取締役会又は同等の経営機関の会議において、過半数の投票権を有する場合

8 IASC, *IAS22:Business Combinations*, London, 1998. (邦訳：日本公認会計士協会国際委員会『国際会計基準書2001』同文館、2001年)。

9 国際会計基準審議会 (IASB) が2002年12月に発表した公開草案第3号では、IASCでいう「認められる代替処理」のみを採用している。

10 IASBの公開草案第3号では、のれんは償却しないで、減損の処理がなされる。その根拠は、(1)のれんの耐用年数を、信頼性をもって予測できないこと、(2)のれんの消費パターンも不明で、したがってのれんの償却は恣意的であり、その償却費の有用性について疑問があるためである。

11 International Accounting Standards Board, *IFRS3:Business Combinations*, 31 March 2004. (邦訳 企業会計基準委員会『国際財務会計報告基準 (IFRSs) 2004年版』雄松堂書店、2005年)。

12 こののれんの額は、識別可能資産・負債及び偶発負債の正味の公正価値に対する買収企業の持分割合相当額を、企業結合の原価が上回る場合の超過額であると規定されている(IFRS3(2004年版) par.51(b))。

13 本文中では特に触れなかったが、企業の言語がIASCにおいては「enterprise」、IASBにおいては「entity」が使用されている。前者は、企業を活動に関連させて捉えるものであり、後者は企業を会計単位として捉えるものである。本文中では特に取り上げなかったが、IASCのように企業集団がまとまって活動を行うものと考えれば、実体のないものを計上しないものと考えるであろう。すなわち、のれんは実体のないものと考えられ、償却されることとなる。また、この実体のあるかないかは、取引をもとに判断されることとなるので、取引を前提にした考えになるのではないだろうか。

14 2007年3月に行われた第66回IASB会議において、非支配持分の測定属性は公正価値とするものの（すなわち、全部のれん説）、公正価値による測定が過度の費用及び努力を要する場合には、識別可能純資産の公正価値で測定すること（すなわち、買入のれん説）を認めることで暫定合意されている。すなわち、全部のれん説と買入のれん説の両方を認める。なお、わが国のASBJは、支配持分と非支配持分とは財務報告の観点からその性格を異にするものであり、非支配持分に帰属するのれんの認識は有益ではないこと、また、もし認識する場合であっても、非支配持分に帰属するのれんは明確に区別されるべきであることを主張したとされている。すなわち、全部のれん説の採用には反対のようである。

（『季刊 会計基準』17号（2007年6月）参照）

（本稿は、新田研究会で報告したものに加筆・修正したものである。一橋大学大学院商学研究科新田忠誓教授をはじめ、研究会に参加され、意見を下さった方々に謝意を記す）